

第2編

震災対策編

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 被災者の生活再建支援

災害により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため市が防災関係機関の協力のもと実施する生活再建支援対策について定める。

1 被災者のための相談

(1) 相談所の開設

市は、被災者からの幅広い相談に応じるため、市役所内や避難所等に速やかに相談所を開設し、県及び防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施する。

(2) 相談事項

相談所においては、設置地域の状況及び防災関係機関との連携状況等を踏まえながら、次の事項等について相談業務を実施する。

- ア 生活相談：各種見舞金、災害援護資金・福祉資金等、生活保護、要配慮者への対応、租税の特例措置及び公共料金等の特例措置等
- イ 職業相談：雇用相談、職業の斡旋等
- ウ 金融相談：各種農林漁業資金及び商工業資金の利用
- エ 住宅相談：住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び応急仮設住宅

(3) 罹災証明書の発行

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住宅被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

また、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるとともに、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

この際、県が住宅被害の調査の担当者のための研修会を開催する場合は、職員を積極的に参加させるなどし、災害時の住宅被害の調査の迅速化を図る。

(4) 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるとともに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災

者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう検討するものとする。また、県が災害救助法に基づく被災者の救助を行ったときは、被災者に関する情報の提供を要請する。

(5) 被災者等の生活再建等の支援

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

2 見舞金等の支給及び生活資金の貸付

(1) 災害弔慰金

市は、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第33号)の定めるところにより、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

対象となる災害	1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した自然災害 2 山形県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 3 山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 4 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害 (平成12年3月31日厚生省告示第192号)
根拠法令等	1 根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 市町村(条例) 3 経費負担 国1/2 県1/4 市町村1/4
支給対象者	死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもが存しない場合に限る。)
支給限度額	死亡者1人につき 主たる生計維持者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円 〔支給の制限〕 1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不適当と認めた場合
窓口	市町村

(2) 災害障害見舞金

市は、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第33号)の定めるところにより、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

対象となる災害	1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した自然災害 2 山形県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害
---------	--

	3 山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 4 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害 (平成12年3月31日厚生省告示第192号)
根拠法令等	1 根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 市町村(条例) 3 経費負担 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4
支給対象者	法別表に掲げる程度の障害がある者
支給限度額	障がい者1人につき 主たる生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円 〔支給の制限〕 1 当該障がい者の障害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不適当と認めた場合
窓口	市町村

(3) 被災者生活再建支援金

ア 支援法に基づく支援

県は、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい災害を受け、自立した生活を再建することが困難な者に対して、自立した生活の開始を支援するため、被災者再建支援金の支給を行う（支給事務については、県から事務の全部の委託を受けて、被災者生活再建支援法人が行う。）。市は、支援法に基づき被災者生活再建支援法人の事務の一部を委託された場合、申請書の審査・取りまとめなど、支援に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携し事務を行う。

対象となる 自然災害	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村 3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県 4 上記1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 5 上記1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村
根拠法令等	1 根拠法令 被災者生活再建支援法 2 実施主体 山形県（被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委託） 3 経費負担 被災者生活再建支援法人 1/2 国 1/2

支 給 対 象 世 帯	1 住宅が全壊した世帯 2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） 5 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）																																																
支 給 額	支給額は、基礎支援金（住宅の被害に応じて支給する支援金）と加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）の合計額となる。（ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額となる。） <table><tr><td></td><td>基礎支援金 (住宅の被害程度)</td><td colspan="2">加算支援金 (住宅の再建方法)</td><td rowspan="2">計</td></tr><tr><td>① 全壊</td><td rowspan="3">100 万円</td><td>建設・購入</td><td>200 万円</td><td>300 万円</td></tr><tr><td>② 解体</td><td>補修</td><td>100 万円</td><td>200 万円</td></tr><tr><td>③ 長期避難</td><td>賃貸(公営住宅を除く)</td><td>50 万円</td><td>150 万円</td></tr><tr><td>④ 大規模半壊</td><td rowspan="3">50 万円</td><td>建設・購入</td><td>200 万円</td><td>250 万円</td></tr><tr><td></td><td>補修</td><td>100 万円</td><td>150 万円</td></tr><tr><td></td><td>賃貸(公営住宅を除く)</td><td>50 万円</td><td>100 万円</td></tr><tr><td>⑤ 中規模半壊</td><td rowspan="3">—</td><td>建設・購入</td><td>100 万円</td><td>100 万円</td></tr><tr><td></td><td>補修</td><td>50 万円</td><td>50 万円</td></tr><tr><td></td><td>賃貸(公営住宅を除く)</td><td>25 万円</td><td>25 万円</td></tr></table> ※①全壊～④大規模半壊の被害を受けた世帯が一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円となる。						基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計	① 全壊	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円	② 解体	補修	100 万円	200 万円	③ 長期避難	賃貸(公営住宅を除く)	50 万円	150 万円	④ 大規模半壊	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円		補修	100 万円	150 万円		賃貸(公営住宅を除く)	50 万円	100 万円	⑤ 中規模半壊	—	建設・購入	100 万円	100 万円		補修	50 万円	50 万円		賃貸(公営住宅を除く)	25 万円	25 万円
	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計																																													
① 全壊	100 万円	建設・購入	200 万円		300 万円																																												
② 解体		補修	100 万円	200 万円																																													
③ 長期避難		賃貸(公営住宅を除く)	50 万円	150 万円																																													
④ 大規模半壊	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円																																													
		補修	100 万円	150 万円																																													
		賃貸(公営住宅を除く)	50 万円	100 万円																																													
⑤ 中規模半壊	—	建設・購入	100 万円	100 万円																																													
		補修	50 万円	50 万円																																													
		賃貸(公営住宅を除く)	25 万円	25 万円																																													
窓 口	市町村																																																

イ 支援法適用外の災害に対する支援

県及び市は政府の支援制度の対象とならない災害において、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、山形県・市町村被災者生活再建支援金を支給する。市は、山形県・市町村被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、県と連携し、申請受付及び支援金の支給業務等を行う。

支給対象世帯	自然災害により、中規模半壊以上の被害を受けた世帯で、政府の制度の支援を受けられない場合（ただし、豪雪による被害を除く。）
支給額	政府の制度と同じ
経費負担	県1/2、市町村1/2（全国のいずれかの自治体で被災者生活再建支援法が適用された災害において、県に特別交付税措置がある場合は、県2/3、市町村1/3）
窓口	市町村

（4）災害援護資金

市は、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第33号)の定めるところにより、災害救助法が適用される災害により家財等に被害を受けた世帯のうち、一定の所得要件を満たすものに対し、生活の建て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。

貸付対象	山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害により家屋等に被害を受けた世帯で、市町村民税における前年の総所得金額が次の額以内のもの 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合においては1,270万円
根拠法令等	1 根拠法令 災害弔慰金の支給に関する法律 2 実施主体 市町村（条例） 3 経費負担 国2/3 県1/3
貸付金額	〔貸付区分及び貸付限度額〕 1 世帯主の1ヶ月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円
貸付条件	1 据置期間 3年（特別の事情がある場合は5年） 2 償還期間 10年（据置期間を含む） 3 償還方法 年賦又は半年賦 4 貸付利率 年3%（据置期間中は無利子） 5 延滞利息 年10.75%
窓 口	市町村

（5）生活福祉資金(福祉資金福祉費)貸付

県社会福祉協議会は、災害救助法の適用に至らない災害により家財等に被害を受けた低所得世帯等に対し、生活の建て直し資金として、生活福祉資金(福祉資金福祉費)を貸し付ける。

貸付対象	低所得世帯（概ね市町村民税非課税程度、または生活保護基準額の2倍以下）
根拠法令等	1 根拠法令 生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号） 2 実施主体等 （1）実施主体 県社会福祉協議会 （2）窓口 市町村社会福祉協議会（民生委員・児童委員）

貸付金額	貸付限度 1世帯150万円
貸付条件	1 据置期間 貸付の日から6月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%（据置期間経過後） 4 連帯保証人 原則必要 借受人とは別世帯に属する者であって、原則として同一都道府県に居住し、その世帯の生活の安定に熱意を有する者 5 償還方法 月賦（又は年賦、半年賦） 6 必要書類 官公署の発行する被災証明書、見積書他

(6) 母子寡婦福祉資金の償還猶予

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条及び第38条
特例措置の内容	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となった場合、償還を猶予する。 (1) 猶予期間 1年以内（1年後も、さらにその事由が継続し、特に必要と認めるときは改めて猶予できる。） (2) 添付書類 市町村長の被災証明書
備考	災害救助法の適用は要しない。

(7) 母子寡婦福祉資金の違約金不徴収

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条及び第38条
特例措置の内容	支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 添付書類 市町村長の被災証明書
備考	災害救助法の適用は要しない。

(8) 母子寡婦福祉資金(事業開始資金、事業継続資金、住宅資金)の据置期間の延長

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第8条及び第37条
特例措置の内容	災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年を超えない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。 住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間を延長できる。 (1) 事業開始資金 15,000円以上30,000円未満 6ヶ月 30,000円以上 1年 (2) 事業継続資金・住宅資金 15,000円以上30,000円未満 6ヶ月 30,000円以上45,000円未満 1年 45,000円以上 1年6ヶ月
備考	災害救助法の適用は要しない。

3 雇用の確保等

市は、国、県と連携し被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ実施する。

山形労働局は、被災者に対し以下の支援を行い、生活の再建等を図る。

(1) 臨時相談窓口の開設

被災地及び避難所の存する労働基準監督署、公共職業安定所に臨時相談窓口を開設し、労働条件や労働力確保等に向けた措置を講ずる。

(2) 離職者の早期再就職の促進

被災地域の公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講じる。

ア 雇用維持等の要請

イ 被災者のための臨時職業相談の実施

ウ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における巡回職業相談の実施

(3) 雇用保険の失業等給付に関する特例

ア 求職者給付の支給に関する特例

公共職業安定所長は、災害救助法適用地域に所在する雇用保険の適用事業所に雇用される被保険者が、災害により当該事業所が休業するに至ったため一時的な離職を余儀なくされた場合、当該被保険者に基本手当を支給する。

イ 証明書による失業の認定

公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、基本手当等を支給する。

(4) 未払賃金立替払事業に関する措置

災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合には、未払立替払制度により迅速に必要な措置を講ずる。

(5) 労災保険給付等に関する措置

労災保険給付の請求に当たり、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、事業主の証明がなくとも請求書を受理する等弾力的な運用を行う。

(6) 労災保険料の納付に関する特例措置

災害により労働保険料等を所定の期限までに納付することができない事業主等に対して、必要があると認める場合は、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は保険料の納付の猶予を行う。

4 生活関連物資の需給及び価格状況の調査、監視及び情報の提供

(1) 調査、監視及び情報の提供

県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給及び価格状況の調査並びに監視を行うとともに、その結果を被災地の住民等に情報提供する。

(2) 物資の指定等

ア 県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し若しくはそのおそれがあると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資(以下「指定物資」という。)として指定する。

イ 県は、指定物資を供給する事業者、店舗等の立ち入りを行い、適正な価格で売り渡すよう指導を行うとともに、必要に応じ勧告及び公表を行う。

5 住宅対策

(1) 住宅資金の貸付

ア 住宅金融支援機構資金(災害復興住宅資金)の貸付

県及び市は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被災状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図るものとする。

イ 生活福祉資金(福祉資金福祉費)貸付

県社会福祉協議会は、災害により住家に被害を受けた低所得世帯、高齢者世帯及び障がい者世帯に対し、家屋の補修等資金として、生活福祉資金(住宅資金)を貸し付ける。

ウ 母子寡婦福祉資金(住宅資金)貸付

(2) 災害公営住宅の建設

市は、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅(激甚災害の場合にあっては「罹災者公営住宅」)を建設し、賃貸する。この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当する場合は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定 of 早期実施が得られるよう努める。

(3) 市は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できるかぎり早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組みを計画的に実施する。

6 市税等の減免等

市は、被災した納税義務者に対し、その状況に応じ、地方税法及び長井市市税条例の規定に基づき、市税等の納付期限の延長、徴収猶予及び減免等を行うものとする。

7 公共料金の特例措置

(1) 郵便事業

ア 被災者に対する通常葉書・郵便書簡(折り畳んで糊付けすると封筒になり、そのまま投函できる官製便せん)の無償交付

イ 被災者の差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除。なお、被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた小包郵便及び現金書留に限る。

エ 被災者救援用寄附金送金のための郵便振替料金免除。なお、被災地の地方公共

団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会に対する寄附金の通常払込み及び通常振替料金に限る。

(2) 電気通信事業

ア 避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免。
 なお、避難指示等の発令の日から同解除の日までの期間(1ヵ月未満は日割り計算)とする。

イ 被災者の電話移設工事費の減免。なお、災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る。

(3) 電気事業

原則として、災害救助法適用地域の被災者を対象に、経済産業省の認可を受けて、次の措置が実施される。

ア 電気料金の支払期日の延伸

イ 不使用月の電気料金の免除

ウ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除。なお、被災前と同一契約に限る。

エ 仮設住宅等における臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除

オ 被災により使用不能となった電気設備分の基本料金の免除

カ 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除

(4) 都市ガス事業及び簡易ガス事業

被害の状況を踏まえ、東北経済産業局の認可を受けて、次の措置が実施される。

ア 被災者のガス料金の納期の延伸

イ 事業区域外の災害被災者が区域内に移住してきた場合も、上記アを適用

8 被災住民への各種措置の周知

市、県及び防災関係機関は、それぞれが行う前記の措置が効果的に実施されるよう、各種の広報手段を活用し、被災者に対する周知を図るよう努めるとともに、慢性疾患患者等に対しては、医療機関等と連携を図り、安定した生活を送ることができるよう支援体制づくりに努めるものとする。

9 被災者等のメンタルケア

(1) 被災者は、災害に伴いさまざまな症状に陥ることがある。これらの症状に対し、被災者が精神的に癒され、生きる目的を見つけ、生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう県や各関係機関との協力のうえ、的確な対策を講じるものとする。

(2) 被災者が陥る心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、市は、県や各関係機関、専門医等の協力を得て、次のような対策を講じるものとする。

ア 精神科医師、保健師等による巡回相談

イ 保健所等による精神保健相談

ウ 広報誌やチラシ等による被災者への情報提供

エ 避難所等における避難者向けの講演会の実施

- オ 小・中学校での子供への精神的カウンセリング
- カ 専門施設での相談電話の開設

第2節 融資等による経済的再建支援

災害により被害を受けた農林漁業者及び中小企業等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図るため実施する金融支援対策について定める。

1 農林漁業関係融資の種類

(1) 天災融資制度による融資

ア 天災資金の貸付

県及び市は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(以下「天災融資法」という。)が適用された場合、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給及び損失補償を行うことにより、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通するほか、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会又は漁業協同組合であって当該天災によりその所有し管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの(以下「被害組合」という。)に対し、天災により被害を受けたために必要となった事業資金を融通する。

イ 山形県農林漁業天災対策資金の貸付

県及び市は、当該天災が山形県経済に及ぼす影響が大であると認められる場合には、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給を行うことにより、被害農林漁業者に対し、低利の資金を融通するものとする。

(2) 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資

日本政策金融公庫は、被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等を融資するものとする。

(3) 各融資機関に対する円滑な融資の要請

県及び市町村は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、審査手続きの簡便化、貸付けの迅速化及び貸付条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた農林漁業者への円滑な融資が図られるよう努める。

(4) 既貸付金の条件緩和

ア 既貸付制度資金の条件緩和措置

県及び市は、被害の状況に応じて、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付制度資金について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を実施するよう農業協同組合及び銀行等の融資機関に要請を行う。

イ 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

県及び市は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

(5) 農林漁業者への各種措置の周知

県及び市は、農林漁業の早期復旧と経営の維持安定を図るため、農林漁業関係団体及び融資機関と連携しながら、各種の広報手段を活用し、被害を受けた農林漁業者に対し各種災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努めるものとする。

2 商工業関係融資の種類

(1) 災害復旧に係る商工業関係の融資制度としては、次の制度を活用することができる。

ア 山形県商工業振興資金(災害対策資金・経済安定資金第4号)

イ 日本政策金融公庫(国民生活事業)による災害貸付

ウ 日本政策金融公庫(中小企業事業)による災害復旧貸付

エ 商工組合中央金庫による災害復旧貸付

(2) 中小企業者への各種措置の周知

県及び市は、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会及び各金融機関と連携し、各種の広報手段を活用し、被害を受けた中小企業者に対し、災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るものとする。

3 被災地への相談窓口の設置

商工班長及び農林班長は、県及び商工関係団体、農林漁業関係団体、各融資機関と連携のうえ相談窓口を設置し、被災者に対する各資金の貸付条件その他を十分に説明し、次により最も適した資金の融通及び指導に当たるものとする。

(1) 借入希望者の平常時における金融機関、系統機関の利用あるいは災害時における民間融資との関係等を考慮し、指導にあたるものとする。

(2) 災害の程度、種別によって設定される資金の種別、あるいは貸付の条件が異なるため、その災害について適用される資金種別、融資条件等を的確に把握し、指導するものとする。

(3) 貸付条件にこだわりすぎて、その効果が減少しないよう指導するものとする。例えば、融資期又はその決定が遅いもので借入希望時期に間に合わない資金、あるいは、資金の条件が低利長期融資等好条件であっても、資金枠が少ないため競争率が高く、否決されるおそれの多い資金等は、これらの条件も十分考慮して指導するものとする。

第3節 公共施設等の復旧計画

災害により被害を受けた公共施設等の早期復旧を図るため、被害状況の調査、激甚災害指定の検討及び災害査定等、災害復旧に向けた一連の手続きを定める。

1 災害復旧計画

市は、災害後の住民生活の安定と生活環境の整備、社会経済活動の早期回復を図るため、災害復旧計画を速やかに策定し、実施するものとする。

(1) 事業計画の策定

災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を策定する。なお、計画の策定にあたっては、関係機関と連絡調整を図りながら、被災原因及び被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるとともに、災害復旧事業期間の短縮に努めるものとする。

(2) 事業の実施

市は、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携を図りながら、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について、必要な措置を講じるものとする。

(3) 復旧事業計画の種類

公共施設の災害復旧計画は、概ね次の計画とする。

ア 公共土木施設災害復旧事業計画

- (ア) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- (イ) 砂防設備災害復旧事業計画
- (ウ) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- (エ) 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- (オ) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- (カ) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- (キ) 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
- (ク) 公園災害復旧事業計画

イ 農林水産業施設等災害復旧事業計画

ウ 文教施設等災害復旧事業計画

エ 厚生施設等災害復旧事業計画

オ 都市施設災害復旧事業計画

カ 公営住宅等災害復旧事業計画

キ その他の災害復旧事業計画

ク 災害復旧に係る財政支援措置計画

2 激甚災害指定の検討と推進

県は、著しく甚大である災害が発生した場合において、災害の状況を速やかに調査把握し、早急に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の規定による激甚災害の指定が受けられるように措置し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるように努めるものとする。

3 災害査定の早期実施

県は、災害が発生した場合には、速やかに公共施設の災害の実態を把握し、災害査定の実施及び復旧事業が迅速に実施されるよう努めるものとする。

4 災害復旧関係技術職員の確保

- (1) 市は、災害復旧事業に係る測量、設計書の作成及びその他の業務を担当する技術職員等に不足が生じたときは、当該災害復旧事業を所管する県の部局の主管課に対し、技術職員等の応援派遣について協力を要請する。
- (2) 災害復旧事業を所管する県の部局の主管課は、被災市町村から技術職員等の応援派遣について協力要請を受けたときは、被災地以外の市町村からの職員の応援派遣又は県職員の応援派遣について調整を行うなど、必要な措置を講ずる。

5 資金計画

市は、災害復旧事業を迅速に行うため、国、県の負担金、補助金のほか、次の制度により臨時資金の調達に努めるものとする。

- (1) 地方債の発行
歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債
- (2) 地方交付税の交付
普通交付税の繰上交付、特別交付税の交付
- (3) 一時借入金の利用
金融機関からの一時借入、災害応急融資(山形財務事務所及び郵便局)

第4節 災害復興計画

大規模な災害により社会経済活動に甚大な被害が発生した場合に、市が、住民、民間事業者及び施設管理者と連携して実施する災害復興対策について定める。

1 復興対策組織体制の整備

市は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、必要に応じ復興本部等の総合的な組織体制を整備するものとする。その際、復興対策の円滑な実施を期するため、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画策定のための検討組織を併せて設置するものとする。

その際、男女共同参画の視点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を推進するとともに、障がい者や高齢者等の災害時要配慮者の参画についても推進する。

また、復興対策の遂行にあたり必要な場合は、国、他自治体及び関係機関等に職員の派遣を要請する等の協力を得るものとする。

2 復興基本方針の決定

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定めるものとする。

3 復興計画の策定

(1) 復興計画の策定

市は、大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

市は、再度の災害防止と快適な都市環境を目指し、長期総合計画の上位計画や他の個別計画等との調整を図りながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を策定するものとする。復興計画のうち、幹線道路や公園などの都市施設や土地地区画整理事業、市街地再開発事業等については、事業着手までの間、建築規制等についての住民協力を得るため、都市計画決定を行うものとする。

(2) 特定大規模災害時における復興対応

特定大規模災害の復興に際して特別の必要があるときは、内閣総理大臣は、大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興対策本部を設置し、復興基本方針に基づく施策の推進、関係行政機関や地方公共団体等が実施する施策の総合調整等を行う。

市は、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開

発事業、土地改良事業等を実施する。

国土交通省及び県は、特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

市は、必要に応じ、県、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努める。

4 復興事業の実施

(1) 土地区画整理事業等の推進による防災まちづくり

市は、土地区画整理事業等の推進により、住宅地、業務地等の民有地の整備改善と、道路、公園、河川等の公共施設の整備に総合的・一体的に取り組むものとする。また、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用し、被災市街地復興推進地域内の市街地において、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による計画的な整備改善、市街地の復興に必要な住宅の供給について必要な措置を講ずるものとする。

なお、既存不適格建築物については、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努めるものとする。

(2) 防災性向上のための公共施設の整備等

市、県及び公共施設管理者等は、防災性向上のため、公共施設等の整備を図るものとする。

- ア 緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間及び防災活動拠点等の機能を持つ道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設の整備
- イ 電線共同溝等の整備によるライフラインの耐震化
- ウ 建築物及び公共施設の耐震・不燃化

(3) 国・県による権限代行

ア 国は、市道について、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術または機械力を要する工事で市に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

イ 県は、市が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市道について、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

ウ 国は、市長が管理を行う、一級河川又は二級河川以外の河川で市長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、市長から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を市長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

エ 国は、災害が発生した場合において、知事が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は市長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、知事又は市長から要請があり、かつ県又は市における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を知事又は市長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、知事又は市長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

5 住民合意の形成

復興対策を円滑に実施するためには、地域住民の合意形成を図ることが重要であることから、市は、地域住民に対して、新たなまちづくりの展望や計画作成までの手続き、スケジュール等の情報を提供し、その参加と協力を得て復興計画を策定し、各種の復興施策を推進していくものとする。

